

# 検証・浦和電車区事件の真実 要約版 9号

(No.41~45)

民主化闘争情報 [号外] 2008年8月28日 発行 日本鉄道労働組合連合会 (JR連合)

## 実行犯が逮捕、有罪判決そして懲戒解雇！

2002年11月1日、警視庁公安部は、Y氏(当該事件被害者)を無理やり脱退・退職に追い込んだとして、JR東労組大宮地本梁次副委員長ら7名を「強要罪」の容疑で逮捕した。検察庁は11月22日、7名全員を起訴したが、JR総連、JR東労組は「抗議声明」を出し、「正当な組合活動に対する弾圧」であるとして、警察、検察を激しく非難した。

### 東京地裁で刑事裁判の公判始まる

2003年2月25日、被告7名に対する刑事裁判の第1回公判が東京地裁で開かれた。第3回公判(5月2日)から第7回公判(7月29日)では、Y氏本人が事件の事実経過について証言した。Y氏は被告らの顔を見るのも嫌だったが、極度の緊張の中、勇気を振り絞って、長時間の尋問に臨んだ。また、第8回公判(9月19日)、第9回公判(10月7日)では、浦和電車区のI区長、K副区長が証人として出廷し、Y氏の退職理由について「いじめからです」と証言した。そして、2007年2月21日の第56回公判で、検察側は、被告らに懲役3年~2年を求刑し、第59回公判(4月27日)で裁判は結審した。

### 7名全員に有罪判決、JR東日本は懲戒解雇

2007年7月17日、東京地裁の小池裁判長は、被告7名全員に対する有罪判決(懲役2年~1年)を言い渡した。裁判所は、判決で「被害者は、被告人から多数回にわたり、脅迫行為を受けたことにより、組合脱退を余儀なくされ、また、組合脱退後も、被告人大澗及び同山田から脅迫行為を受けたことなどから精神的に疲弊し、ついには会社を退職せざるを得なくなったものであって、本件犯行の結果は重大である」として、被告らの犯行を厳しく指弾した。なお、被告らは判決を不服として即日控訴した。

JR東日本は8月30日、被告7名のうち、すでに退職している斉藤被告を除く6名全員を懲戒解雇した。処分事由は、「会社施設内において当社社員に対し行った行為が、強要の罪にあたるとして、平成19年7月17日、東京地方裁判所にて有罪判決を受けた。この行為は、職場秩序を著しく乱し、また、会社の信用を著しく失墜せしめたものであり、社員として極めて不都合であるため」ということである。

JR東労組は、声明で「不当判決に同調した会社の美世志会6名に対する不当処分を満腔の怒りをもって糾弾する」として、会社との対決姿勢を鮮明にした。

### シリーズ第41号~第45号の経過

2002年 11月1日 警視庁公安部がJR東労組大宮地本梁次副委員長ら7名を「強要罪」の容疑で逮捕【No.41 参照】  
11月22日 検察庁が7名全員を起訴【No.41 参照】  
2003年 2月25日 刑事裁判第1回公判が東京地裁で開かれる【No.42 参照】  
2007年 4月27日 第59回公判で裁判結審【No.43 参照】  
7月17日 東京地裁で7名全員に有罪判決【No.44 参照】  
8月30日 JR東日本が社員籍のある6名全員を懲戒解雇【No.45 参照】